

SOS ニュース

相続についての知識【6】

■ 遺言書を保管したり、発見したときの手続き

遺言書である場合を除き、まず家庭裁判所に対して遺言書の検認の申し立てをします。

これは、家庭裁判所が遺言書の存在および内容を認定することで、相続の開始を知ったら遅滞なくしなければなりません。(検認の申し立て、民法1004条)。

封印のある遺言状は勝手に開封することはできず、家庭裁判所で開封されることとなります。これをしないと5万円以下の過料に処されます。遺言状に遺言執行者の指定があればその遺言執行者が遺言の内容をじっくりすることになり、また指定がない場合は相続人が、原則として遺言に従った遺産分割をすることになりますが、遺言執行者の選任を家庭裁判所に申し立てることもできます。

相続人全員が同意して、遺言と異なる遺産分割も可能です。

■ 遺言のトラブル

(1) テープによる遺言は有効か？

遺言が書面ではなく、録音テープに吹き込まれたり、ビデオテープに録画されている場合、これらの遺言には法律的な遺言書としての効力はありません。機械類を使用して遺言を残した場合、偽装や変造が容易にできることが、法的効力が認められない理由の1つです。

(2) 遺言書が複数出てきたとき

遺言書が被相続人の死後に複数出てくることがあります。こうした場合には、後の日付の遺言が有効です。というのは後の遺言によって、前の遺言が取り消されることになるからです。

(自由国民社版 知っておきたい暮らしの法律[®]事典より)